

相続放棄・相続限定承認の申述の有無についての照会

1 概要

相続放棄・相続限定承認の申述の有無についての照会は、相続債権者、徴税官署、共同相続人等の利害関係人から特定の相続を指定して、特定の相続人が相続放棄・相続限定承認の申述期間中に申述しているかどうかについて回答を求めるものです。照会の際には、別紙の相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会申請書・被相続人等目録をご利用下さい。

2 照会手続

- (1) 照会者 利害関係人（相続債権者、徴税官署、共同相続人等）
- (2) 管轄 相続開始地の家庭裁判所（家事事件手続法201条1項）
- (3) 手数料 照会手数料不要
- (4) 添付資料

＜照会者が相続人の場合＞

ア 照会者と被相続人の戸籍謄本（除籍謄本）写し（照会者と被相続人の関係がわかる戸籍謄本）※被相続人は、死亡日の記載のあるもの

照会者と被相続人との関係を確認するための書類です。照会者については、3ヶ月以内のものをご提出下さい。

ご提出いただいた戸籍謄本だけでは照会者と被相続人との関係がわからない場合には、その関係がわかる戸籍謄本及び除籍謄本を別途提出いただくことがあります。

イ 照会者の住民票

照会者の住所を確認させていただきます。3ヶ月以内のものをご提出下さい。原本の還付を希望される場合は、写しを添付してください。

ウ 相続関係図

被相続人と相続人の関係を確認するために必要です。手書きでも結構ですので作成して下さい。

エ 委任状（代理人に委任する場合のみ）

本照会申請において代理人になれるのは弁護士だけです。

オ 返信用封筒と返信用切手（郵送での返送を希望する場合のみ）

返信用封筒に84円切手を1枚貼っておいて下さい。

カ 被相続人等目録は2部ご用意ください。

回答に使用させていただくために必要です。

<照会者が利害関係人の場合>

ア 被相続人の戸籍謄本（除籍謄本）写し ※死亡日の記載があるもの
被相続人の死亡を確認するための書類です。

イ 照会者の資格を証明する書類

個人の場合 照会者の住民票

法人の場合 商業登記簿謄本，資格証明書

いずれも3ヶ月以内のものをご提出下さい。原本の還付を希望される場合は，写しを添付してください。

ウ 利害関係の存在を証明する書面の写し

金銭消費貸借契約書，租税滞納調書，訴状，競売申立書，競売開始決定，債務名義の各写し，担保権の記載された不動産全部事項証明書，その他債権の存在を証する書面等

エ 相続関係図

被相続人と相続人の関係を確認するために必要です。手書きでも結構ですので作成して下さい。

オ 委任状（代理人に委任する場合のみ）

本照会申請において代理人になれるのは弁護士だけです。

カ 返信用封筒と返信用切手

返信用封筒に84円切手を1枚貼っておいて下さい。

キ 被相続人等目録は2部ご用意ください。

回答に使用させていただくために必要です。

3 調査期間などは次のとおりです。

(1) 被相続人の死亡が平成12年以降の場合，現在までの申述の有無を調査します。

(2) 被相続人の死亡が平成11年以前の場合，第1順位者については被相続人の死亡日から，後順位者については，先順位者の放棄が受理された日からそれぞれ1年間が調査対象となり，それ以上の期間の照会には応じられません。また，被相続人の死亡から30年経過している場合も回答できません。

4 送付先及びお問い合わせ先

〒606-0801 京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所 家事訟廷事務室 庶務係

TEL 075-722-7211（内線341）